

市庁舎火災の復旧に関する要望書

埼玉県白岡市

令和7年5月6日午後11時19分に覚知した市庁舎の火災により、1階の市民課、税務課、会計課の事務室が焼失したほか、火災時の炎熱や煤の影響で庁舎全体が市役所として機能できない状態になっております。

市では、直ちに市庁舎火災対策本部を設置し、職員一丸となって業務の復旧に当たり、火災発生から約1週間後には、通常に近い状態で業務が再開できたところでございます。

しかしながら、火害による影響は甚大であり、市庁舎は大規模改修を余儀なくされ、完全な復旧までには、早くも3年の期間を要するものと想定しております。また、復旧費用につきましても莫大な予算が必要な状態であります。

つきましては、地域防災拠点の要となる市役所機能の早期復旧のため下記の事項につきまして格別な御配慮をお願いいたします。

記

- 1 復旧に要する資金に関し、特段の取り扱いをいただくこと。
- 2 特別交付税に関し、最大限の確保をいただくこと。
- 3 市庁舎の火災が災害認定されるよう措置を講じること。
- 4 地方自治法に定める火災保険の保険金の算出に当たり、最大限の認定が行われるよう御支援いただくこと。

令和7年6月17日

総務大臣 村上 誠一郎 様

白岡市長

藤井 栄一郎